

介護老人保健施設「葵の園・佐倉」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団「葵会」の開設する介護老人保健施設「葵の園・佐倉」(以下、「施設」という。)が介護保険法に基づく介護保健施設サービス及び(介護予防)指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供するに当たり、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」(平成24年千葉県条例第72号)第6章に定める規定に「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則」(平成25年千葉県規則第33号)の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり、介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(介護保健施設サービス)

- 1 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにしてこととともにその者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市区

町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保健施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(指定通所リハビリテーション)

- 2 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(介護予防通所リハビリテーション)

- 3 利用者が要支援1、2の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、出来る限り自立した生活を送れるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。

(指定短期入所療養介護)

- 4 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(介護予防短期入所療養介護)

- 5 利用者が要支援1、2の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、出来る限り自立した生活を送れるよう、介護、医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより療養生活の質の向上・自立支援及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	短期入所療養介護	通所リハビリテーション	職務		備考 (兼務の状況)
	介護保健施設	介護予防通所リハビリテーション	常勤	非常勤	
	(人)	(人)	(人)	(人)	
管理者	1.0以上	0.0	0.0	0.0	施設、職員及び業務の管理 医師を兼務 ユニット兼務
医師	2.0以上	0.0	0.0	0.0	利用者の健康管理 ユニット兼務
薬剤師					委託
看護師	15.5以上	0.0	0.0	1.0以上	利用者の看護
介護職員	37.9以上	0.0	10.0以上	0.0	利用者の介護
支援相談員	2.0以上	0.0	1.0以上	0.0	利用者、家族の相談
理学療法士 作業療法士	3.0以上	0.0	4.0以上	0.0	機能回復訓練の実施 ユニット兼務
管理栄養士	1.0以上	0.0	0.0	0.0	利用者の栄養管理 ユニット兼務
介護支援専門員	2.0以上	0.0	0.0	0.0	ケアプランの策定 ユニット兼務
調理員					利用者の食事調理 委託
事務員	3.0以上	0.0	0.0	0.0	事務全般 ユニット兼務
その他職員	0.0	3.0以上	0.0	0.0	
合計	66.4以上	3.0以上	15.0以上	1.0以上	

非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

1 介護保健施設サービス 160名

(指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護含む)

2 指定通所リハビリテーション 100名

(介護予防通所リハビリテーション含む)

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービスの事業内容は、次のとおりとする。

1 介護保健施設サービス

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 入浴
- 三 機能訓練
- 四 食事
- 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
- 六 レクリエーション、家族との交流

2 指定短期入所療養介護

前項に定めるサービス及び送迎サービス

3 介護予防短期入所療養介護

前項に定めるサービス及び送迎サービス(送迎が必要となる場合)

4 指定通所リハビリテーション

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 入浴
- 三 機能訓練
- 四 食事
- 五 相談援助(利用者及び家族への助言援助)
- 六 送迎サービス

5 介護予防通所リハビリテーション

前項に定めるサービス

(利用料その他の費用)

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

- 1 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 2 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表1-1と別表1-2のとおりとする。
- 3 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対してサービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(食事の提供)

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝食 午前8時から
- 二 昼食 午後12時から
- 三 夕食 午後6時から

第5章 営業日及び営業時間

(指定通所リハビリテーション・

介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第10条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始（12月31日から1月3日まで）は除く。
- 2 営業時間 午前9時45分から午後4時15分とする。（送迎時間除く）
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

第11条 指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は、佐倉市及び施設から半径10km以内の区域とする。

2 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、佐倉市及び施設から半径10km以内の区域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第12条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第13条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第14条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第16条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。
- 3 一 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画書」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。また、定期的に業務継続計画の見直しをする。
二 年2回、必要な研修と訓練を実施

(感染症の予防及びまん延の防止)

- 第17条 事業所は当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
- 一 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、訓練を年2回実施する。

(虐待の防止)

- 第18条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するために次の掲げる措置を講じる。
- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - 二 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年2回実施する。

(身体拘束)

- 第19条 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わない。
- 1 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者的心身の状況並び緊急やむを得ない理由をその他必要な事項を記録する。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回実施する。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第20条 施設は、別表2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(協力病院)

第21条 協力病院は、次のとおりとする。

- 一 協力病院名 医療法人社団 愛信会
佐倉中央病院
診療科目 内科、内分泌科、消化器科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科
所在地 佐倉市栄町20番地4
- 二 協力病院名 社会福祉法人 聖隸福祉事業団
聖隸佐倉市民病院
診療科目 総合内科、消化器科、内分泌代謝科、循環器科、脳神経外科、神経内科、泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚科 等
所在地 千葉県佐倉市江原台2丁目36番2
- 三 協力病院名 医療法人社団 てらだ歯科
訪問歯科
所在地 佐倉市石川657
- 四 協力病院名 旭ヶ丘第一歯科クリニック
訪問歯科
所在地 千葉県四街道市旭ヶ丘3-19-8

(会計の区分)

第 22 条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第 23 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団「葵会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日 改定

平成 27 年 8 月 1 日 改定

平成 30 年 6 月 1 日 改定

平成 30 年 7 月 1 日 改定

令和元年 10 月 1 日 改定

令和 2 年 4 月 1 日 改定

令和 3 年 8 月 1 日 改定

令和 4 年 2 月 1 日 改定

令和 4 年 4 月 1 日 改定

令和 5 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 5 月 1 日 改定

令和 6 年 8 月 1 日 改定

別表 1-1

サービス利用料及びその他費用

(単位：円)

	従来型	介護保健施設サービス	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護
1	食事代（一日当たり）	第1段階 300	第1段階 300
		第2段階 390	第2段階 600
		第3段階 650	第3段階 1,000
		第3段階 1,360	第3段階 1,300
		第4段階 1,950	第4段階 朝 470 昼 750 夜 750
2	居住費	(従来型個室)	
		第1段階 550	第1段階 550
		第2段階 550	第2段階 550
		第3段階 1,370	第3段階 1,370
	滞在費	上記以外 1,730	上記以外 1,730
		(4人室)	
		第1段階 0	第1段階 0
		第2段階 430	第2段階 430
		第3段階 430	第3段階 430
		上記以外 560	上記以外 560

	通所	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
1	食事代（一食当たり）	昼 食 670
		おやつ 50
2	居住費 滞在費	×

※その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもとに、
積算を明らかにして実費相当を負担してもらうこととする。

別表 1－2

サービス利用料及びその他費用

(単位：円)

	従来型 通所	介護保健施設サービス	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
3	日用品費	260	260	150
4	教養娯楽費	100	100	100
5	理美容代	実費	実費	実費
6	特別な療養室(個室)代	3,300	3,300	×
7	健康管理費(予防接種)	実費	実費	×
8	電気代(一日当たり)		220	×

日用品費は、入浴用シャンプー、石鹼、洗剤、歯磨粉、ティッシュペーパー代等である。

教養娯楽費は、レクリエーション、催し物を行うに必要な新聞、クレヨン、紙代等である。

※その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもとに、
積算を明らかにして実費相当を負担してもらうこととする。

※6.8の料金については、税込。